

申出受付フォーム入力要領

＜入力に当たっての留意事項＞

- 本フォームでは以下のとおりの構成で、申出に必要な内容を伺いますので、ご準備をお願いいたします。
 - 1 申出の要件に該当するかの確認（申出者が特定受託事業者に該当するか等）
 - 2 申出者情報の入力（申出者の氏名や連絡先等）
 - 3 取引先の委託事業者情報の入力（取引先の委託事業者（被申出者）の氏名や所在地等）
 - 4 業務委託情報の入力（業務委託の期間や内容等）
 - 5 申出内容の入力（法違反と考えられる内容や該当する法律の条項等）
 - 6 その他申出者への確認事項
- この入力要領の通し番号は129までありますが、回答内容によって入力いただく設問の数は変わり、60～80問程度の入力が標準的な数になります。
- 申出したい違反行為が複数ある場合は、条文・条項ごとに違反行為について入力していただく必要があります。
- 入力作業が中断され、入力作業を行わない状態が続くと、通信環境によっては接続が切れ、セッションエラーを生じて最初の画面に戻ってしまうことがあります。その場合は、再度最初の画面からの入力となってしまいますので、御注意ください。
- 前の設問に戻る場合は「戻る」ボタンを押してください。「戻る」ボタンで戻っても、一度入力したものは消えません。なお、ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。「戻る」ボタンが表示されない場合に、ブラウザの戻るボタンで戻って入力をしてセッションエラーが生じますので、その場合は最初の画面から入力をお願いします。
- 「説明、入力例・注意書き」欄について、申出フォーム上に表示されている文には下線を引いています。
- 設問文の末尾に（任意）と表示されている設問は、分かる範囲での入力をお願いします。分からぬ場合は空欄でも構いません。
- 通し番号はこの入力要領上の通し番号になり、ページ番号は本フォームの右上に表示されるページ番号になります。お問い合わせの際は、「ページ番号〇の問〇について」とお伝えいただきますとスムーズです。
- 本フォームには、回答の保存機能はありません。本フォームの入力が終わると最後に回答確認画面が表示されます。これまで回答した設問と回答内容が一覧で表示されますので、誤りや漏れがないか御確認をお願いします。また、入力内容の控えがご入り用の場合は、「確認」ボタンを押す前に、この回答確認画面を印刷（Ctrl+P）していただくか、スクリーンショットでの保存、テキストファイルにコピーペーストで保存していただく等の対応をお願いいたします。
- 本フォームに入力されていない内容（例：ファイル転送サービスにて共有されたファイルの内容、記載いただいたリンク先のサイトに記載されている内容等）についてはセキュリティの関係上、確認することができず、当該内容について再度本フォームへの入力等をお願いする場合がありますので御注意ください。

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|---|-------|--|---|
| 1 申出の要件に該当するかの確認（申出者が特定受託事業者に該当するか等） | | | |
| 1 | 1 | <p>問) 申出受付フォームにアクセスする前に、申出受付事前確認表をご確認いただき、「申出」ができることを確認しましたか。 <input type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「はい」を選択すると、ページ番号：2の問）（通し番号2）へ進みます。 ○ 「いいえ」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出受付事前確認表を確認いただいたてから再度申出受付フォームで入力をするよう案内（ページ番号：302）が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 ○ 申出受付事前確認表で確認を行い、「<u>フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく「申出」を希望する場合は、申出受付フォームに入力をお願いいたします。</u>」と案内された場合、申出が可能です。 |
| 2 | 2 | <p>問) フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく申出が出来るのは、業務委託を受けているご本人に限られます（※）。 あなたはご本人ですか。 <input type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「はい」を選択すると、ページ番号：3の問）（通し番号3）へ進みます。 ○ 「いいえ」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、本人またはその代理で入力する方のみからの申出を受け付ける旨の案内（ページ番号：303）が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 <p><u>※ 本人が入力できない場合等に代理で入力して申出を行うことは可能ですが、本人でない第三者（本人の親族・知人等）が、申出を行うことは出来ません。</u></p> |
| 3 | 3 | <p>問) あなたと、取引先の委託事業者の本拠地は両方とも日本国内になりますか。 <input type="radio"/>はい（あなた、委託事業者の両方とも本拠地が日本国内） <input type="radio"/>いいえ（あなた、委託事業者のどちらかまたは両方の本拠地が日本国外）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「はい」を選択すると、ページ番号：4の問）（通し番号4）へ進みます。 ○ 「いいえ」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出受付フォームによる申出の対象にはならない旨の案内（ページ番号：309）が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 <p><u>※ ここでいう本拠地とは、単に作業を行うために立ち寄る等の場所ではなく、事務処理上の所在地として、郵便物の配達先に設定されている等、事業を行う上でのよりどころとなっている場所のことを指します。</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|---|
| 4 | 4 | <p>問) あなたが申出を行おうとしている事案は、業務委託を受けた中での出来事ですか。</p> <p>業務委託を受けた中での出来事の場合は「はい」を、受けた中の出来事ではない場合は「いいえ」を選択してください。</p> <p><input type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「はい」を選択すると、ページ番号：101 の問）（通し番号 6）に進みます。 ○ 「いいえ」を選択すると、ページ番号：201 の問）（通し番号 5）に進みます。 <p><u>※ 本法第 12 条について申出を行う場合のみ、業務委託を受けている場合に加え、受けようとした場合も含まれます。</u></p> <p>● 法第 12 条は募集情報の的確表示義務に関する規定であり、この条文に違反する場合の例としては、次のとおりです。</p> <p><u>「特定業務委託事業者が広告等で、特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をした場合」</u></p> <p><u>「特定業務委託事業者が広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき、不正確であったり、古い情報のままとなっている場合」</u></p> |
| 5 | 201 | <p>問) 業務委託を受けていない場合に申出が可能となるのは、法第 12 条（募集情報の的確表示）のみですが、申出を希望しますか。</p> <p><input type="radio"/>12 条（募集情報の的確表示）について申出することを希望する</p> <p><input type="radio"/>12 条（募集情報の的確表示）について申出することは希望しない</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「12 条（募集情報の的確表示）について申出することを希望する」を選択すると、ページ番号：202 の問）（通し番号 6）に進みます。 ○ 「12 条（募集情報の的確表示）について申出することは希望しない」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと法第 12 条のみが申出の対象となる旨の案内（ページ番号：304）が表示され入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 <p>● 法第 12 条は募集情報の的確表示義務に関する規定であり、この条文に違反する場合の例としては、次のとおりです。</p> <p><u>「特定業務委託事業者が広告等で、特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をした場合」</u></p> <p><u>「特定業務委託事業者が広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき、不正確であったり、古い情報のままとなっている場合」</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|--|--|
| | | | <u>る場合」</u> |
| 6 | 101/202 | <p>問) あなたは、個人として業務委託を受託しましたか。または、法人として業務委託を受託しましたか。(業務委託を受けていない場合にあっては、募集に応募しようとしたときの業務委託に対しての体制が個人であったか、法人であったかをお答えください。)</p> <p><input type="radio"/>①個人（個人事業主） <input type="radio"/>②法人</p> | <p>○ 「①個人（個人事業主）」を選択すると、ページ番号：102 の問 1－1・1－2）（通し番号 7・8）に進みます。（12 条についての申出の場合だと、ページ番号：203 の問）（通し番号 9）に進みます。）</p> <p>○ 「②法人」を選択すると、ページ番号：103 の問 1－1～問 3）（通し番号 10～14）に進みます。（12 条についての申出の場合だと、ページ番号：204 の問 1・問 2）（通し番号 15・16）に進みます。）</p> <p>※ 「12 条についての申出の場合」とは、ページ番号：201 の問）（通し番号 5）で「12 条（募集情報の的確表示）について申出することを希望する」を選んだ場合のことです（以下同じです）。</p> <p>※ <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。</u>フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」です。</p> <p>● <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項</u> <u>この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>一 個人であって、従業員を使用しないもの</u> <u>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</u></p> <p>● <u>法第 12 条は募集情報の的確表示義務に関する規定</u> <u>であり、この条文に違反する場合の例としては、次の</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| | | | <p><u>とおりです。</u></p> <p><u>「特定業務委託事業者が広告等で、特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をした場合」</u></p> <p><u>「特定業務委託事業者が広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき、不正確であったり、古い情報のままとなっている場合」</u></p> |
| 7 | 102 | <p>問 1－1)</p> <p>あなたは、業務委託を受けた時点において、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました</p> <p><input type="radio"/>②従業員を使用していなかった</p> | <p>○ 問 1－2) で「①従業員を使用していた」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと申出の対象となる要件を満たしていない旨の案内（ページ番号：305）が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。</p> <p>○ 上記以外の場合は、ページ番号：104 の問）（通し番号 17）に進みます。</p> |
| 8 | 102 | <p>問 1－2)</p> <p>あなたは、本法に違反する事実が生じた時点において、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました</p> <p><input type="radio"/>②従業員を使用していなかった</p> | <p><u>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。</u>フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」です。</p> <p>● <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項</u></p> <p><u>この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>一 個人であって、従業員を使用しないもの</u></p> <p><u>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</u></p> <p>● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|---|
| | | | <p><u>20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。</u></p> <p><u>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</u></p> <p><u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。</u></p> |
| 9 | 203 | 問) あなたは、業務委託の募集情報に応募しようとした時点において、従業員を使用していましたか。 ○①従業員を使用していました ○②従業員を使用していなかった | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「①従業員を使用していた」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出の対象となる要件を満たしていない旨の案内（ページ番号：305）が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 ○ 「②従業員を使用していなかった」を選択すると、ページ番号：205の問3）（通し番号17）に進みます。 <p><u>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」です。</u></p> <p><u>● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項</u></p> <p><u>この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>— 個人であって、従業員を使用しないもの</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|---|
| | | | <p><u>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</u></p> <p>● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。</p> <p>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</p> <p>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合は、「従業員を使用」に該当しません。</p> |
| 10 | 103 | 問1－1) あなたが経営する法人では、業務委託を受けた時点において、従業員を使用していましたか。 <input type="radio"/> ①従業員を使用していました <input type="radio"/> ②従業員を使用していなかった | <ul style="list-style-type: none"> ○ 問1－2) で「①従業員を使用していた」を選択すると、または、問2－2) で「①他に役員がいた」を選択すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出の対象となる要件を満たしていない旨の案内（ページ番号：306）が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 ○ 上記以外の場合は、ページ番号：104の問）（通し番号17）に進みます。 |
| 11 | 103 | 問1－2) あなたが経営する法人では、本法に違反する事実が生じた時点において、従業員を使用していましたか。 <input type="radio"/> ①従業員を使用していました <input type="radio"/> ②従業員を使用していなかった | <p>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」で</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|---|
| 12 | 103 | 問 2－1) あなたが経営する法人では、業務委託を受けた時点において、他に役員がいましたか。 ○①他に役員がいた ○②他に役員がいなかつた | す。 ● <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項</u> <u>この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>一 個人であって、従業員を使用するもの</u> <u>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</u> ● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。 <u>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</u> <u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合は、「従業員を使用」に該当しません。</u> ● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。 なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。 ※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。 ※ 問3)は半角での入力を願いいたします。 |
| 13 | 103 | 問 2－2) あなたが経営する法人では、本法に違反する事実が生じた時点において、他に役員がいましたか。 ○①他に役員がいた ○②他に役員がいなかつた | |
| 14 | 103 | 問 3) あなたが経営する法人では、本法に違反する事実が生じた時点における資本金は何万円でしたか。 (半角入力) (任意) | |
| 15 | 204 | 問 1) あなたが経営する法人では、業務委託の募集情報 | ○ 「②従業員を使用していなかつた」及び「②他に役員がいなかつた」を選択すると、ページ番号：205の問）（通し番号17）に進みます。 |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|---|
| | | <p>に応募しようとした時点において、従業員を使用していましたか。</p> <p>○①従業員を使用していました ○②従業員を使用していなかった</p> | <p>○ 上記以外の場合は、回答確認画面(ページ番号:310)が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出の対象となる要件を満たしていない旨の案内(ページ番号:306)が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。</p> |
| 16 | 204 | <p>問2)</p> <p>あなたが経営する法人では、業務委託の募集情報に応募しようとした時点において、他に役員がいましたか。</p> <p>○①他に役員がいた ○②他に役員がいなかった</p> | <p>※ <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。</u>フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」です。</p> <p>● <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項</u> <u>この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>一 個人であって、従業員を使用しないもの</u> <u>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</u></p> <p>● <u>「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。</u> <u>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|---|---|
| | | | <p><u>派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</u></p> <p><u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。</u></p> <p>● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。</p> <p>※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。</p> |
| 17 | 104/205 | <p>問)</p> <p>違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）は、以下の①から③のうち、どれに該当しますか。</p> <p><input type="radio"/>①個人事業主 <input type="radio"/>②法人 <input type="radio"/>③国や地方公共団体</p> | <p>○ 「①個人事業主」を選択すると、ページ番号：105 の問1－1)・問1－2)（通し番号18・19）に進みます。（12条についての申出の場合だと、ページ番号：206の問）（通し番号20）に進みます。）</p> <p>○ 「②法人」を選択すると、ページ番号：106の問1－1)～問3)（通し番号21～25）に進みます。（12条についての申出の場合だと、ページ番号：207の問1)・問2)（通し番号26・27）に進みます。）</p> <p>○ 「③国や地方公共団体」を選択すると、ページ番号：107の問1－1)～問5)（通し番号28～35）に進みます。（12条についての申出の場合だと、ページ番号：208の問1－1)～問5)（通し番号28～35）に進みます。）</p> <p>※ <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</u></p> <p>● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条</p> <p><u>第5項</u> <u>この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</u></p> <p><u>第6項</u> <u>この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>一 個人であって、従業員を使用するもの</u></p> <p><u>二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|---|
| | | | <u>使用するもの</u> |
| 18 | 105 | <p>問1－1) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）は、業務委託をした時点で、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました <input type="radio"/>②従業員を使用していませんでした <input type="radio"/>③分からぬ</p> | <p>○ 問1－1) 及び問1－2) を入力すると、ページ番号：107の問1－1)～問5)（通し番号28～35）に進みます。</p> <p>※ <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</u></p> <p>● <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条</u> <u>第5項</u> <u>この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</u></p> <p><u>第6項</u> <u>この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>一 個人であって、従業員を使用するもの</u> <u>二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</u></p> <p>● <u>「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。</u> <u>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</u> <u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。</u></p> <p>● <u>取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がない（加えて、法人の場合は役員が2人以上いない）場合</u></p> |
| 19 | 105 | <p>問1－2) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）は、本法に違反する事実が生じた時点において、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました <input type="radio"/>②従業員を使用していませんでした <input type="radio"/>③分からぬ</p> | |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| | | | <p>は、本法第3条（書面等による取引条件の明示）についての申出のみが対象になります（※）。この場合に、法第3条以外について申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡させていただることになりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、本法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関（公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局）等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。</p> <p>※ 取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がいない（加えて、法人の場合は役員が2人以上いない）場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第3条のみが申出の対象となります（いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第3条のみが申出の対象となります）。</p> |
| 20 | 206 | <p>問) 業務委託の募集情報上に掲載されていた取引先（発注者）は、従業員を使用していましたか。</p> <p>○①従業員を使用していました</p> <p>○②従業員を使用していなかった</p> <p>○③分からぬ</p> | <p>○ 選択肢に入力すると、ページ番号：208の問1～1)～問5)（通し番号28～35）に進みます。</p> <p>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</p> <p>● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条</p> <p>第5項</p> <p>この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</p> <p>第6項</p> <p>この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 個人であって、従業員を使用するもの</p> <p>二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</p> <p>● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|---|
| | | | <p><u>年法律第 49 号) 第 9 条に規定する労働者をいう。) を雇用することを言います。</u></p> <p><u>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する派遣先として①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②継続して 31 日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</u></p> <p><u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>取引先（発注者）に従業員がいない（加えて、法人の場合は役員が 2 人以上いない）場合は、申出の対象となりません。その場合は、都道府県労働局へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の 6 ページに記載の URL または二次元コードを参照ください。</u> |
| 21 | 106 | <p>問 1－1) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）の法人では、業務委託をした時点で、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました <input type="radio"/>②従業員を使用していませんでした <input type="radio"/>③分からぬ</p> | <p>○ 問 1－1)～問 3) に入力すると、ページ番号：107 の問 1－1)～問 5)（通し番号 28～35）に進みます。</p> <p><u>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 2 条</u> <p><u>第 5 項</u></p> <p><u>この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</u></p> <p><u>第 6 項</u></p> <p><u>この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 個人であって、従業員を使用するもの</u> <u>二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 「従業員を使用」とは、①1 週間の所定労働時間が |
| 22 | 106 | <p>問 1－2) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）の法人では、本法に違反する事実が生じた時点において、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました</p> | |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|--|
| | | ○②従業員を使用していなかった ○③分からない | <p><u>20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。</u></p> <p><u>ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。</u></p> <p><u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。</u></p> |
| 23 | 106 | 問2－1) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）の法人では、業務委託をした時点で、代表者以外に役員がいましたか。 ○①他の役員がいた ○②他の役員がいなかった ○③分からない | <p>● 取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がいない (加えて、法人の場合は役員が2人以上いない) 場合は、本法第3条（書面等による取引条件の明示）についての申出のみが対象となります（※）。この場合に、法第3条以外について申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡させていただきますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関（公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局）等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。</p> |
| 24 | 106 | 問2－2) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）の法人では、本法に違反する事実が生じた時点において、代表者以外に役員がいましたか。 ○①他の役員がいた ○②他の役員がいなかった ○③分からない | <p>※ 取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がいない (加えて、法人の場合は役員が2人以上いない) 場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第3条のみが申出の対象となります（いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第3条のみが申出の対象となります）。</p> |
| 25 | 106 | 問3) 違反行為をした取引先の委託事業者（被申出者）の法人では、本法に違反する事実が生じた時点における資本金は何万円でしたか。（半角入力）（任意） | <p>● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|---|
| | | | <p>※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。</p> <p>※ 問3は、半角での入力をお願いいたします。</p> |
| 26 | 207 | <p>問1) 業務委託の募集情報上に掲載されていた取引先（発注者）の法人では、従業員を使用していましたか。</p> <p><input type="radio"/>①従業員を使用していました <input type="radio"/>②従業員を使用していなかった <input type="radio"/>③分からぬ</p> | <p>○ 問1) 及び問2) を入力すると、ページ番号：208の問1-1)～問5)（通し番号28～35）に進みます。</p> <p><u>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</u></p> <p><u>● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条</u></p> <p><u>第5項</u> この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</p> <p><u>第6項</u> この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p><u>一 個人であって、従業員を使用するもの</u> <u>二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</u></p> <p><u>● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することを言います。</u> ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。 なお、事業に同居の親族のみを使用している場合に</p> |
| 27 | 207 | <p>問2) 業務委託の募集情報上に掲載されていた取引先（発注者）の法人では、代表者以外に役員がいましたか。</p> <p><input type="radio"/>①他の役員がいた <input type="radio"/>②他の役員がいなかつた <input type="radio"/>③分からぬ</p> | |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|--------------------------------|---------|-----------------------------------|---|
| | | | <p><u>は、「従業員を使用」に該当しません。</u></p> <p>● 取引先（発注者）に従業員がいない（加えて、法人の場合は役員が2人以上いない）場合は、申出の対象となりません。その場合は、都道府県労働局へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。</p> <p>● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。</p> <p>※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。</p> |
| 2 申出者情報の入力（申出者の氏名や連絡先等） | | | |
| 28 | 107/208 | 問1－1) あなたの氏名（姓）を入力してください。 | <p><u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください</u></p> <p><u>旧姓を使用又は併記していただいても構いません。</u></p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |
| 29 | 107/208 | 問1－2) あなたの氏名（名）を入力してください。 | <p><u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください</u></p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |
| 30 | 107/208 | 問2－1) あなたの氏名（姓）のふりがなを入力してください。 | <p><u>ひらがなで入力してください。</u></p> <p><u>旧姓を使用又は併記していただいても構いません。</u></p> <p>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|-----------------------------------|--|
| 31 | 107/208 | 問2－2) あなたの氏名(名)のふりがなを入力してください。 | <p><u>ひらがなで入力してください。</u></p> <p>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</p> <p>※ <u>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |
| 32 | 107/208 | 問3－1) 日中に連絡のつく連絡先を教えてください。 | <p><u>ハイフンを入力しないでください。</u></p> <p>※ <u>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> <p>(ページ番号 : 107)</p> <p>※ <u>行政機関から連絡する場合がありますので、取引先の委託事業者(被申出者)の事業所の電話番号は入力しないでください。</u></p> <p>(ページ番号 208)</p> <p>※ <u>行政機関から連絡する場合がありますので、取引先(発注者)の事業所の電話番号は入力しないでください。</u></p> |
| 33 | 107/208 | 問3－2) 日中に連絡のつく連絡先を教えてください。(任意) | <p><u>ハイフンを入力しないでください。</u></p> <p>※ <u>連絡先が問3－1)(通し番号32)の他にもある場合は、こちらに入力ください。</u></p> <p>※ <u>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> <p>(ページ番号 : 107)</p> <p>※ <u>行政機関から連絡する場合がありますので、取引先の委託事業者(被申出者)の事業所の電話番号は入力しないでください。</u></p> <p>(ページ番号 208)</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|--|---|
| | | | <p>※ 行政機関から連絡する場合がありますので、<u>取引先（発注者）の事業所の電話番号は入力しないでください。</u></p> |
| 34 | 107/208 | 問 4) 連絡のとれるメールアドレスを入力してください。 | <p>パソコン、スマートフォンのメールアドレスでも構いません。確実に連絡の取れるメールアドレスの入力をお願いします。</p> <p>※ <u>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |
| 35 | 107/208 | 問 5) 繰り返しになりますが、あなたは次のどちらに該当しますか。(ページ分岐の判定のため、お伺いしています。) ○①法人 ○②個人（個人事業主） | <p>○ 「①法人」を選択すると、ページ番号：108/209 の問 1) ~問 6) (通し番号 36~44) に進みます。</p> <p>○ 「②個人（個人事業主）」を選択すると、ページ番号：109/210 の問 1) ~問 3) (通し番号 45~50) に進みます。</p> <p>※ ページ番号：101/202 の問) (通し番号 6) で同じ設問があります。同じ回答を入力してください。(違う回答を入力してもエラー表示はされませんので御注意ください。)</p> |
| 36 | 108/209 | 問 1) あなたが経営する法人の法人名を入力してください。 | <p><u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。</u></p> <p>※ <u>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |
| 37 | 108/209 | 問 2) あなたが経営する法人の法人名（ふりがな）を入力してください。 | <p><u>ひらがなで入力してください。</u></p> <p>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</p> <p>※ <u>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|---|---|
| 38 | 108/209 | 問3) あなたが経営する法人の法人番号（13桁）を入力してください。（半角入力）（任意） | <p><u>チェックディジット込みの13桁の法人番号を入力してください。</u></p> <p>※ 半角での入力をお願いいたします。</p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |
| 39 | 108/209 | 問4) あなたが経営する法人の所在する場所の郵便番号を入力してください。 | <p><u>ハイフンを入力しないでください。</u></p> <p><u>法人登記簿上の本店所在地について入力してください。</u></p> <p>※ 住所検索ボタンを押すと、問5-1)、問5-2)、問5-3)（通し番号40~42）に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。</p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |
| 40 | 108/209 | 問5-1) あなたが経営する法人の所在する都道府県を入力してください。 | <p><u>入力例：東京都</u></p> <p><u>法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力してください。</u></p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |
| 41 | 108/209 | 問5-2) あなたが経営する法人の所在する市区町村を入力してください。 | <p><u>入力例：千代田区</u></p> <p><u>法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力してください。</u></p> <p>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|--|--|
| 42 | 108/209 | 問5－3) あなたが経営する法人の所在する町丁字名を入力してください。 | <p><u>入力例：霞ヶ関〇丁目〇番〇号</u> <u>法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力してください。</u></p> <p><u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |
| 43 | 108/209 | 問5－4) あなたが経営する法人の所在するビル名等を入力してください。(任意) | <p><u>入力例：〇〇ビル〇階〇〇号室</u> <u>法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力してください。</u></p> <p><u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |
| 44 | 108/209 | 問6) あなたは、業務委託を受ける上で、通称(ペンネーム、芸名、屋号等)を使用していますか。 <input type="radio"/> 使用している <input type="radio"/> 使用していない | <p><input type="radio"/> 「使用している」を選択すると、ページ番号:110/211の問1)・問2)（通し番号51・52）に進みます。</p> <p><input type="radio"/> 「使用していない」を選択すると、ページ番号:111の問1)～問8)（通し番号53～65）に進みます（12条についての申出の場合だと、ページ番号:212の問1)～問6-2)（通し番号66～76）に進みます）。</p> |
| 45 | 109/210 | 問1) あなたの業務を行う場所の郵便番号を入力してください。 | <p><u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>業務に関連する郵便物の届く場所(あなたの居住地でも可)について入力してください。</u></p> <p><u>※ 住所検索ボタンを押すと、問2-1)、問2-2)、問2-3)（通し番号46～48）に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。</u></p> <p><u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---------|--|---|
| 46 | 109/210 | 問2－1) あなたの業務を行う場所の都道府県を入力してください。 | <u>入力例：東京都</u> <u>業務に関連する郵便物の届く場所（あなたの居住地でも可）について、住所表示で入力してください。</u> <u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u> |
| 47 | 109/210 | 問2－2) あなたの業務を行う場所の市区町村を入力してください。 | <u>入力例：千代田区</u> <u>業務に関連する郵便物の届く場所（あなたの居住地でも可）について、住所表示で入力してください。</u> <u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u> |
| 48 | 109/210 | 問2－3) あなたの業務を行う場所の町丁字名を入力してください。 | <u>入力例：霞ヶ関○丁目○番○号</u> <u>業務に関連する郵便物の届く場所（あなたの居住地でも可）について、住所表示で入力してください。</u> <u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u> |
| 49 | 109/210 | 問2－4) あなたの業務を行う場所のビル名等を入力してください。（任意） | <u>入力例：○○ビル○階○○号室</u> <u>業務に関連する郵便物の届く場所（あなたの居住地でも可）について、住所表示で入力してください。</u> <u>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</u> |
| 50 | 109/210 | 問3) あなたは、業務委託を受ける上で、通称（ペンネーム、芸名、屋号等）を使用していますか。 ○使用している ○使用していない | <p><input type="radio"/> 「使用している」を選択すると、ページ番号:110/211の問1)・問2)（通し番号51・52）に進みます。（12条についての申出の場合も同様です。）</p> <p><input type="radio"/> 「使用していない」を選択すると、ページ番号:111の問1)～問8)（通し番号53～65）に進みます。（12条についての申出の場合だと、ページ番号:212の問1)～問6－2)（通し番号66～76）に進みます。）</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|--|---------|--|--|
| 51 | 110/211 | 問 1) あなたが業務委託を受ける上で使用している通称（ペンネーム、芸名、屋号等）を入力してください。 | <u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。</u> |
| 52 | 110/211 | 問 2) あなたが業務委託を受ける上で使用している通称のふりがなを入力してください。 | <p>○ 入力をすると、ページ番号：111 の問 1)～問 8) (通し番号 53～65) に進みます。(12 条についての申出の場合だと、ページ番号：212 の問 1)～問 6－2) (通し番号 66～76) に進みます。)</p> <p><u>ひらがなで入力してください。</u></p> <p>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</p> |
| 3 取引先の委託事業者情報の入力（取引先の委託事業者（被申出者）の氏名や所在地等） | | | |
| 53 | 111 | 問 1) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の名称を入力してください。 | <u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。</u> |
| 54 | 111 | 問 2) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の名称のふりがなを入力してください。 | <p><u>ひらがなで入力してください。</u></p> <p>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</p> |
| 55 | 111 | 問 3) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の場所の郵便番号を入力してください。 | <p><u>ハイフンを入力しないでください。</u></p> <p>※ 住所検索ボタンを押すと、問 4－1)、問 4－2)、問 4－3) (通し番号 56～58) に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| 56 | 111 | 問4－1) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の所在地（都道府県）を入力してください。 | <u>入力例：東京都</u> |
| 57 | 111 | 問4－2) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の所在地（市区町村）を入力してください。 | <u>入力例：千代田区</u> |
| 58 | 111 | 問4－3) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の所在地（町丁字名）を入力してください。 | <u>入力例：霞ヶ関○丁目○番○号</u> |
| 59 | 111 | 問4－4) 業務委託の内容についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の所在地（ビル名等）を入力してください。（任意） | <u>入力例：○○ビル○階○○号室</u> |
| 60 | 111 | 問5－1) 業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の連絡先を入力してください。 | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|--|
| 61 | 111 | 問5－2) 業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の連絡先を入力してください。(任意) | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> ※ 連絡先が問5－1) (通し番号60) の他にもある場合は、こちらに入力ください。 |
| 62 | 111 | 問6) 業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所の属する法人の法人番号(13桁)を入力してください。(半角入力)(任意) | <u>チェックディジット込みの13桁の法人番号を入力してください。</u> ※ 半角での入力をお願いいたします。 |
| 63 | 111 | 問7－1) 業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所において、あなたとやりとりをしていた担当者の部署名・職名を入力してください。 | |
| 64 | 111 | 問7－2) 業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所において、あなたとやりとりをしていた担当者の氏名を入力してください。 | |
| 65 | 111 | 問8) 業務委託についての依頼・指示をあなたに直接行っている事業所と、業務委託契約を交わした委託事業者の事業所(契約書等に記載されている委託事業者の事業所)は同じですか。 | <p>○ 「①同じ」を入力すると、ページ番号:113の問1)～問6－2)(通し番号88～98)に進みます。</p> <p>○ 「②異なる」を入力すると、ページ番号:112の問1)～問6－2)(通し番号77～87)に進みます。</p> ※ 取引先の委託事業者(被申出者)の情報として、「①業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあなたと直接行っている事業所」「②業務委託契約を交わした委託事業者の事業所(契約書等に記載されてい |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| | | ○①同じ ○②異なる | る委託事業者の事業所)」「③契約を交わした委託事業者 の属している法人の本社」の情報を伺っています。 ①については必ず入力いただき、②③は分かれる範囲で入力してください。 |
| 66 | 212 | 問1) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の名称を入力してください。 | <u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。</u> |
| 67 | 212 | 問2) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の名称のふりがなを入力してください。 | <u>ひらがなで入力してください。</u> ※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。 |
| 68 | 212 | 問3) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の場所の郵便番号を入力してください。 | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> ※ 住所検索ボタンを押すと、問4-1)、問4-2)、問4-3)（通し番号69～71）に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。 |
| 69 | 212 | 問4-1) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地（都道府県）を入力してください。 | <u>入力例：東京都</u> |
| 70 | 212 | 問4-2) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地（市区町村）を入力してください。 | <u>入力例：千代田区</u> |
| 71 | 212 | 問4-3) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地（町丁字名）を入力してください。 | <u>入力例：霞ヶ関○丁目○番○号</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| 72 | 212 | 問4－4) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地（ビル名等）を入力してください。（任意） | <u>入力例：○○ビル○階○○号室</u> |
| 73 | 212 | 問5－1) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の連絡先を入力してください。 | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> |
| 74 | 212 | 問5－2) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の連絡先を入力してください。（任意） | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> ※ 連絡先が問5－1）（通し番号73）の他にもある場合は、こちらに入力ください。 |
| 75 | 212 | 問6－1) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所において、あなたとやりとりをしていた担当者の部署名・職名を入力してください。 | |
| 76 | 212 | 問6－2) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所において、あなたとやりとりをしていた担当者の氏名を入力してください。 | ○ 入力すると、ページ番号：213の問）（通し番号117）に進みます。 |
| 77 | 112 | 問1) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の名称を入力してください。（任意） | <u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| 78 | 112 | 問 2) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の名称（ふりがな）を入力してください。（任意） | <u>ひらがなで入力してください。</u> ※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。 |
| 79 | 112 | 問 3) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の存在する場所の郵便番号を入力してください。（任意） | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> ※ 住所検索ボタンを押すと、問 4-1)、問 4-2)、問 4-3)（通し番号 80~82）に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。 |
| 80 | 112 | 問 4-1) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の所在地（都道府県）を入力してください。（任意） | <u>入力例：東京都</u> |
| 81 | 112 | 問 4-2) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の所在地（市区町村）を入力してください。（任意） | <u>入力例：千代田区</u> |
| 82 | 112 | 問 4-3) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の所在地（町丁字名）を入力してください。（任意） | <u>入力例：霞ヶ関○丁目○番○号</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|--|
| 83 | 112 | 問4－4) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の所在地（ビル名等）を入力してください。（任意） | <u>入力例：○○ビル○階○○号室</u> |
| 84 | 112 | 問5－1) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の連絡先を入力してください。（任意） | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> |
| 85 | 112 | 問5－2) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）の連絡先を入力してください。（任意） | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> ※ 連絡先が問5－1）（通し番号84）の他にもある場合は、こちらに入力ください。 |
| 86 | 112 | 問6－1) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）における、当該業務委託契約の担当者の部署名・職名を入力してください。（任意） | |
| 87 | 112 | 問6－2) 業務委託契約を交わした委託事業者の事業所（契約書等に記載されている委託事業者の事業所）における、当該業務委託契約の担当者の氏名を入力してください。（任意） | ○ 入力すると、ページ番号：113の問1)～問6－2)（通し番号88～98）に進みます。 |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| 88 | 113 | 問 1) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社の名称を入力してください。(任意) | <u>文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。</u> |
| 89 | 113 | 問 2) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社の名称（ふりがな）を入力してください。(任意) | <u>ひらがなで入力してください。</u> ※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。 |
| 90 | 113 | 問 3) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社の存在する場所の郵便番号を入力してください。(任意) | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> ※ 住所検索ボタンを押すと、問 4-1)、問 4-2)、問 4-3)（通し番号 91～93）に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。 |
| 91 | 113 | 問 4-1) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社所在地（都道府県）を入力してください。(任意) | <u>入力例：東京都</u> |
| 92 | 113 | 問 4-2) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社所在地（市区町村）を入力してください。(任意) | <u>入力例：千代田区</u> |
| 93 | 113 | 問 4-3) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社所在地（町丁字名）を入力してください。(任意) | <u>入力例：霞ヶ関○丁目○番○号</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|---------------------------------|-------|--|--|
| 94 | 113 | 問4－4) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社所在地（ビル名等）を入力してください。（任意） | <u>入力例：○○ビル○階○○号室</u> |
| 95 | 113 | 問5－1) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社の連絡先を入力してください。（任意） | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> |
| 96 | 113 | 問5－2) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社の連絡先を入力してください。（任意） | <u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</u> ※ 連絡先が問5－1）（通し番号95）の他にもある場合は、こちらに入力ください。 |
| 97 | 113 | 問6－1) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社における、当該委託契約の担当者の部署名・職名を入力してください。（任意） | |
| 98 | 113 | 問6－2) 業務委託契約を交わした委託事業者の属している法人の本社における、当該委託契約の担当者の氏名を入力してください。（任意） | ○ 入力すると、ページ番号：114の問1）～問8）（通し番号99～108）に進みます。 |
| 4 業務委託情報の入力（業務委託の期間や内容等） | | | |
| 99 | 114 | 問1) 法違反に該当する行為が行われた（※）業務委託の開始時期はいつでしたか。 | ○ 本法が施行される前の日付（2024年10月31日以前の日付）を入力すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出を受け付けることができない旨の案内（ページ番号：307）が表示され入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|--|
| | | | <p><u>※ 違反行為の発生したタイミングで受けている業務委託の始期を回答してください。業務委託契約の更新を反復して行っている場合の最初の業務委託開始時期ではありません。</u>西暦で入力してください。</p> <p><u>例: 2023年4月1日から、毎年4月1日に契約更新を行って業務委託を受けている場合において、2025年4月30日に違反行為がなされた場合</u> <u>→「2025年4月1日」と入力</u></p> <p><u>本法の適用対象となる業務委託は、本法施行（令和6（2024）年11月1日）後に行われた業務委託になります。</u></p> <p><u>したがって、本法施行前に契約した業務委託は、本法の適用対象なりません。</u></p> <p><u>なお、本法施行前に契約した業務委託について、本法施行後に更新を行った場合は、本法施行後に更新を行った業務委託から本法の適用対象となります。</u></p> |
| 100 | 114 | 問2) 業務委託の開始時期（※）はいつでしたか。 | <p><u>※ 単一の業務委託契約によって業務委託を受けてい</u> <u>る場合は、当該業務委託の開始時期を入力してくだ</u> <u>さい。業務委託契約の更新を反復して行う場合、最初の</u> <u>業務委託契約により受けた業務委託の開始時期を入</u> <u>力してください。</u>西暦で入力してください。</p> <p><u>例: 2023年4月1日から、毎年4月1日に契約更新を行って業務委託を受けている場合において、2025年4月30日に違反行為がなされた場合</u> <u>→「2023年4月1日」と入力</u></p> |
| 101 | 114 | 問3) 違反行為のあった時点で受けている（いた）業務委託に、委託期間の終期の設定はされていますか。 <input type="radio"/> ①設定されている <input type="radio"/> ②設定されていない（定めを置いていない） <input type="radio"/> ③分からない | <p><input checked="" type="radio"/> 「①設定されている」を入力すると、問4）（通し番号102）が入力できるようになります。</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| 102 | 114 | 問 4) 業務委託の終了時期はいつですか。 | <p>○ 問 3) (通し番号 101) で「①設定されている」を選択する場合のみ入力してください。</p> <p>※ <u>違反行為のあったタイミングで受けている業務委託の終期を、西暦表記で入力してください。</u> <u>例：2023 年 4 月 1 日から、毎年 4 月 1 日に契約更新を行って業務委託を受けている場合において、2025 年 4 月 30 日に違反行為がなされた場合</u> → 「2026 年 3 月 31 日」と入力</p> |
| 103 | 114 | 問 5) 業務委託について、発注書や契約書などの取引条件を明示した書面・メール等を取引先の委託事業者側から提供されましたか。 ○①提供された ○②提供されていない ○③分からない | <u>発注書や契約書等が提供されたと回答いただいた場合は、調査をするに当たって、行政機関から、当該発注書・契約書等について写しの提出をお願いする場合がございます。</u> |
| 104 | 114 | 問 6－1) 業務委託の内容「時点」(いつ、いつまでに)について入力してください。 | <p>※ <u>物品の製造・加工・情報成果物の作成に係る委託の場合、委託の期限を入力してください。</u> <u>例：「●年●月●日までに」</u></p> <p>※ <u>役務の提供に係る委託の場合、役務の提供を行う時期を入力してください。</u> <u>例：「●年●月●日に」</u></p> |
| 105 | 114 | 問 6－2) 業務委託の内容「場所」(どこで)について入力してください。 | <p>※ <u>作業を行う場所を入力してください。</u> <u>例：「自宅で」、「●●社サーバルームで」等</u></p> |
| 106 | 114 | 問 6－3) 業務委託の内容「業務の内容」や「求められる成果」(何を行う、成果物)について入力してください。 | <p>※ <u>物品の製造・加工・情報成果物の作成に係る委託の場合、求められている成果物を入力してください。</u> <u>例：「●●に用いる金属製の部品」、「●●社の新規システムの DB に使用する SQL コード」等</u></p> <p>※ <u>役務の提供に係る委託の場合、提供する役務の内容を入力してください。</u> <u>例：「●社における●●作業の完成」、「●●の配達業務」等</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| 107 | 114 | <p>問7)</p> <p>業務委託で行っている業務の内容は、次のうちどれに最も当てはまりますか。</p> <p><input type="radio"/>①事務関連</p> <p><input type="radio"/>②デザイン・映像製作関連</p> <p><input type="radio"/>③IT関連</p> <p><input type="radio"/>④専門業務関連（医療、技術、講師、芸能、演奏など）</p> <p><input type="radio"/>⑤生活関連サービス、理容・美容</p> <p><input type="radio"/>⑥現場作業関連（運輸、製造、修理、清掃など）</p> <p><input type="radio"/>⑦農林水産業関連</p> <p><input type="radio"/>⑧その他（　　）</p> | <p><u>①～⑦の選択肢のうちどれに当てはまるか分からない場合は⑧を選択してください。</u></p> <p>○ 選択肢の説明は以下のとおりです。</p> <p>①事務関連：データ入力、添削、コールセンター等</p> <p>②デザイン・映像制作関連：コピーライター、カメラマン、広告作成等)</p> <p>③IT関連：ウェブサイト作成、プログラミング作業、アプリ設計等</p> <p>④専門業務関連（医療、技術、講師、芸能、演奏など）：講師、建築設計、翻訳、俳優、楽器演奏等</p> <p>⑤生活関連サービス、理容・美容：日用品の販売、エステ、介護サービス等</p> <p>⑥現場作業関連（運輸、製造、修理、清掃など）：運送、デリバリー、整備、建設作業、清掃等</p> <p>⑦農林水産業関連：農耕作業、造園、林業作業、漁業・養殖作業等</p> <p>⑧その他：①～⑦以外又は分からない場合（いずれも分かる範囲で入力ください（任意））</p> |
| 108 | 114 | <p>問8)</p> <p>あなたが行っている業務委託は、以下の委託取引のうち、いずれかに該当しますか。</p> <p><input type="radio"/>①取適法に定める製造委託</p> <p><input type="radio"/>②取適法に定める修理委託</p> <p><input type="radio"/>③取適法に定める情報成果物作成委託</p> <p><input type="radio"/>④取適法に定める役務提供委託</p> <p><input type="radio"/>⑤分からない（該当しない）</p> | <p>○ 入力をすると、ページ番号：115-1の問1)～問8)（通し番号109～116）へ進みます。</p> <p><u>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法と類似の規制がある、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）の対象となるかどうかを確認するための設問です。分からなければ⑤にチェックをお願いします。</u></p> <p>○ 選択肢の説明は以下のとおりです。</p> <p>①取適法上に定める製造委託 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者に委託すること。</p> <p>②取適法に定める修理委託 物品の修理を業として請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。</p> <p>③取適法に定める情報成果物作成委託 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|--|---|--|--|
| | | | <p>④取適法に定める役務提供委託</p> <p>役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。</p> |
| 5 申出内容の入力（法違反と考えられる内容や該当する法律の条項等） | | | |
| 109 | 115-1 /115- ○ (※) ※○は、 申出を行 う条項が 複数ある 場合にそ の分だけ 枝番のペ ージが続 きます。 例えば、 2つめの 条項につ いて入力 する場合 は 115-2 となりま す。(以下 同じで す。) | <p>問 1) あなたが行っている業務委託について、フリーランス・事業者間取引適正化等法などの条文に（委託事業者が）違反する事実を申出しますか。</p> <p>プルダウンリストから選択してください。</p> <p>①第 3 条 書面等による取引条件の明示</p> <p>②第 4 条 報酬支払期日の設定・期日内の支払い</p> <p>③第 5 条 禁止行為（受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し）</p> <p>④第 6 条（第 3 項） 行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い（第 3 条～第 5 条に関する申出の場合）</p> <p>⑤第 12 条 募集情報の的確な表示</p> <p>⑥第 13 条 妊娠、出産若しくは育児または介護に対する配慮の申出</p> <p>⑦第 14 条 ハラスメント対策に係る体制整備</p> <p>⑧第 16 条 中途解除等の事前予告・理由開示</p> <p>⑨第 17 条（第 3 項） 行</p> | <p>○ 複数の条項に該当する場合は、ひとつの条項ごとに入力してください。「問 8) 法に違反する事実として、ここまでで入力していただいた事項以外に申出を希望する条文はありますか」（通し番号 116）で「①他にある」を入力すると、ふたつめの条項についての入力ができます（みつめの条項以降についても同様です）。</p> <p>（複数条項の例）</p> <p>「取引先の委託事業者に育児の配慮の申出をしたら、報酬の減額をされた」</p> <p>（複数条項の場合入力方法）</p> <p>例えば、上記の例について、「③第 5 条 禁止行為（報酬の減額）」と「⑥第 13 条 妊娠、出産若しくは育児または介護に対する配慮」について申出を行う場合は、次のとおりに入力してください。</p> <p>（1）まず、「③第 5 条 禁止行為（報酬の減額）」について入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問 1)（通し番号 109）で「③第 5 条 禁止行為」を選択 ・問 2)（通し番号 110）で「②第 1 項第 2 号 報酬の減額の禁止」を選択 ・問 3)～問 7)（通し番号 111～115）に必要事項を入力 ・問 8)（通し番号 116）で「①他にある」を選択 <p>（2）もう一度同様の入力画面であるページ番号：115-2 の問 1)～問 8)（通し番号 109～116）が表示されます。</p> <p>（3）次に、「⑥第 13 条 妊娠、出産若しくは育児または介護に対する配慮の申出」について、（1）と同じように問 1)、問 3)～問 7)（通し番号 109、111～115）に入力してください。問 8)（通し番号 116）で「②ない」を選択すると、次の項目であるページ番号：301 の問 1)～問 7)（通し番号 123～129）に進みます。</p> |

| 通し 番号 | ページ 番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|----------|-----------|--|---|
| | | 政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い（第12条～第16条に関する申出の場合） | <p>○ 選択肢の説明は以下のとおりです。詳しくは本法のパンフレット等をご参照ください。</p> <p>①書面等による取引条件の明示（法第3条） (本法の内容)</p> <p>フリーランス（特定受託事業者。以下同じです。）に対し業務委託をした場合は、委託事業者（業務委託事業者、特定業務委託事業者。以下同じです。）直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。</p> <p>(違反する事実の例) 書面等により「業務の内容」「報酬額」等の取引条件を明示してもらえない。等</p> <p>②報酬支払期日の設定・期日内の支払い（法第4条） (本法の内容)</p> <p>取引先の委託事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。</p> <p>(違反する事実の例) 60日以内の報酬支払期日が設定されていない、期日内に報酬が支払われない。等</p> <p>③禁止行為（法第5条） (本法の内容)</p> <p>フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受領拒否：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。 ■報酬の減額：フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。 ■返品：フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。 ■買いたたき：フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。 ■購入・利用強制：フリーランスに委託した物品等の |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|----|--|
| | | | <p>品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、取引先の委託事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。</p> <p>■不当な経済上の利益の提供要請：取引先の委託事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。</p> <p>■不当な給付内容の変更・やり直し：フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。</p> <p>(違反する事実の例)</p> <p>※入力要領の最後にあるパンフレット（抜粋）を参考にしてください。</p> <p>④行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い（第3条～第5条に関する申出の場合）（法第6条第3項）</p> <p>(本法の内容)</p> <p>取引先の委託事業者は、フリーランスが行政機関の窓口に申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。</p> <p>(違反する事実の例)</p> <p>第5条についての申出をしたことを理由として、取引の数量を減らされた。等</p> <p>⑤募集情報の的確な表示（法第12条）</p> <p>(本法の内容)</p> <p>取引先の委託事業者は、広告等によりフリーランスを募集する際は、その情報について、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。</p> <p>(違反する事実の例)</p> <p>フリーランス（特定受託事業者）の募集に際し、虚偽の表示や、古い情報の掲載がある。等</p> <p>⑥妊娠、出産若しくは育児または介護に対する配慮（法</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|----|---|
| | | | <p>第 13 条)</p> <p>(本法の内容)</p> <p>取引先の委託事業者は、フリーランスからの申出に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児または介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。 ・ 6か月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければなりません。 <p>(違反する事実の例)</p> <p>取引先の委託事業者に育児のための配慮を申し出たが、申出を聞いてもらえなかった。等</p> <p>⑦ハラスメント対策に係る体制整備（法第 14 条）</p> <p>(本法の内容)</p> <p>ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはなりません。</p> <p>(違反する事実の例)</p> <p>(例 1) 取引先の委託事業者がハラスメントの相談窓口を設けていない。</p> <p>(例 2) 取引先の委託事業者が設けている相談窓口に相談したが対応してくれなかった。等</p> <p>※ハラスメントを受けたことだけではフリーランス・事業者間取引適正化等法違反には該当しません。</p> <p>⑧中途解除等の事前予告・理由開示（法第 16 条）</p> <p>(本法の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先の委託事業者は、①6か月以上の期間で行う業務委託について、②契約の解除または不更新をしようとする場合、③例外事由に該当する場合を除いて、解除日または契約満了日から 30 日前までにその旨を予告しなければなりません。 |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|----|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を取引先の委託事業者に請求した場合、取引先の委託事業者は、例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければなりません。 <p>(違反する事実の例)</p> <p>30日前までの事前予告なく契約を解除された。等</p> <p>⑨行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い(第12条～第16条に関する申出の場合)(法第17条第3項)</p> <p>(本法の内容)</p> <p>取引先の委託事業者は、フリーランスが行政機関の窓口に申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。</p> <p>(違反する事実の例)</p> <p>第13条についての申出をしたことを理由として、取引を停止された。等</p> <p><u>※1 該当する条文がない場合、申出の対象にならない</u></p> <p><u>※2 取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がいない</u>（加えて、法人の場合は役員が2人以上いない）場合は、本法第3条（書面等による取引条件の明示）についての申出のみ対象になります（※3）。この場合に、本法第3条以外を選択して申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡させていただくことになりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関（公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局）等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。</p> <p><u>※3 取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がいない</u>（加えて、法人の場合は役員が2人以上いない）場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第3条のみが申出の</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---|--|---|
| | | | <p><u>対象となります(いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第3条のみが申出の対象となります)。</u></p> <p><u>※4 取引先の委託事業者(被申出者)から業務委託の取消し(契約の解除)をされたことにより損害が生じた等の場合は、法第5条を選択してください。</u></p> |
| 110 | 115-1 /115-O (※) ※は、通し番号109のページ欄を参照。 | <p>問2)</p> <p>第5条のうち、どの項及びどの号に違反する事実がありますか。</p> <p>※は、通し番号109のページ欄を参照。</p> <p>○①第1項第1号 受領拒否の禁止 ○②第1項第2号 報酬の減額の禁止 ○③第1項第3号 返品の禁止 ○④第1項第4号 買いたたきの禁止 ○⑤第1項第5号 購入・利用強制の禁止 ○⑥第2項第1号 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 ○⑦第2項第2号 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止</p> | <p>○ 問1) (通し番号109)で「③第5条 禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)」を選択した場合に入力することができます。</p> <p>○ 第5条の中で複数の条項に該当する場合は、次のように分けて入力してください。 (複数条項の場合の入力方法) 例えば、「①(第1項第1号 受領拒否の禁止)」と「⑤(第1項第5号 購入・利用強制の禁止)」について申出をしたい場合は次のとおりに入力してください。 (1)まず、「①(第1項第1号 受領拒否の禁止)」の申出について入力してください。 ・問1) (通し番号109)で「③第5条 禁止行為」を選択 ・問2) (通し番号110)で「①第1項第1号 受領拒否の禁止」を選択 ・問3)～問7) (通し番号111～115)に必要事項を入力 ・問8) (通し番号116)で「①他にある」を選択 (2)もう一度同様の入力画面である、ページ番号:115-2の問1)～問8) (通し番号109～116)が表示されます。 (3)次に、「⑤(第1項第5号 購入・利用強制の禁止)」の申出について、(1)と同じように問1)～問7) (通し番号109～115)に入力してください。 問8) (通し番号116)で「②ない」を選択すると、次の項目であるページ番号:301の問1)～問7) (通し番号123～129)に進みます。</p> <p>○ 選択肢の説明は以下のとおりです。なお、「違反となる例」については、入力要領の最後にあるパンフレ</p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|--|--|---|
| | | | <p>ット（抜粋）を参考にしてください。</p> <p>◇禁止行為（法第5条）</p> <p>フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の①～⑦の行為をしてはなりません。</p> <p>①受領拒否：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。</p> <p>②報酬の減額：フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。</p> <p>③返品：フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。</p> <p>④買いたたき：フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不當に定めること。</p> <p>⑤購入・利用強制：フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、取引先の委託事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。</p> <p>⑥不当な経済上の利益の提供要請：取引先の委託事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不當に害すること。</p> <p>⑦不当な給付内容の変更・やり直し：フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不當に害すること。</p> <p><u>※ 取引先の委託事業者から業務委託の取消し（契約の解除）をされたことにより損害が生じた等の場合は、「⑦第2項第2号 不当な給付内容の変更・やり直し」を選択してください。</u></p> |
| 111 | 115-1 /115-〇 (※) ※は、通し番号109のページ | 問3) 法に違反すると考えている事実の概要を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。 | <p><u>例①：納品から60日を経過しても報酬が支払われない。</u></p> <p><u>例②：委託事業者の担当者からハラスマントを受けていが、相談先が分からず、相談が出来ず困っている。</u></p> <p><u>※ 入力要領の最後にあるパンフレット（抜粋）にある「違反となる例」の記載内容も参考にしてください。</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|---|--|--|
| | 番号欄を参照。 | | |
| 112 | 115-1 /115-○ (※) ※は、通し番号 109 のページ 番号欄を参照。 | 問 4) 法に違反すると考えている事実の発生した時期を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。 | <u>例①: ●年●月●日に成果物を納品したが、60 日後となる●年●月●日を過ぎても報酬が支払われない。</u> <u>例②: ●年●月●日から現在まで 6 ヶ月以上の業務委託を受けており、●年●月頃、育児のため、打合せの日程を変更してほしいと配慮を求めたが、理由の説明もないまま、これを断られた。</u> |
| 113 | 115-1 /115-○ (※) ※は、通し番号 109 のページ 番号欄を参照。 | 問 5) 法に違反すると考えている事実の経過を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。 | <u>例①: ●年●月●日に成果物を納品し、60 日後となる●年●月●日を過ぎても報酬が支払われなかっただめ、●年●月●日に委託事業者へ『納品から 60 日以上を経過しているので支払ってほしい』と伝えている。</u> <u>例②: ●年●月頃、幼稚園児の息子がウイルス性の胃腸炎にかかったため、在宅で看病する必要があった。このため、令和●年●月の上旬に予定されていた元委託者を交えた打合せの日程を、数日程度後ろにずらしてほしいと発注者に依頼したが、理由を示されることもなく一方的に断られた。</u> |
| 114 | 115-1 /115-○ (※) ※は、通し番号 109 のページ 番号欄を参照。 | 問 6) 法に違反すると考えている事実について、取引先の委託事業者（被申出者）を交え当事者間で交渉の場を持った場合、その結果を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。（任意） | <u>例①: 成果物を納品してから 60 日以上を経過しても未払となっている報酬について、支払ってほしいとメールで連絡したところ、『他社への売掛金を回収できていないので支払う原資がない。もう少し待ってほしい。』と言われた。</u> <u>例②: 打合せについては、日程的に若干の余裕があるので、『数日後ろにずらすことは可能なはず。その日でないといけない理由はあるのか』と電話で発注者の担当者に尋ねたが、『日程を動かすことは出来ません』とか説明されなかった。</u> |
| 115 | 115-1 /115-○ (※) | 問 7) 法に違反すると考えている事実について、行政機関の処理の参考となる事 | <u>例①: 委託事業者側の契約事務を行っているのは実質的に社長であり、社長は毎日午後しか出勤してこない。自分以外の取引をしている事業者も報酬の支払いが遅れているようだ。</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|--|--|---|
| | ※は、通し番号109のページ番号欄を参照。 | 項があれば、入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。(任意) | <u>例②: 委託契約の担当者は男性と女性が1名ずつ指名されているが、男性はずいぶん前に違う支社に異動しており、実質的には女性1名しか配置されていない。異動する前は男性がフリーランス向けのハラスメント相談担当者であり、女性は労働者向けのハラスメント相談担当者として位置づけられていたようである。</u> |
| 116 | 115-1 /115-○ (※) ※は、通し番号109のページ番号欄を参照。 | 問8) 法に違反する事実として、ここまでで入力していただいた事項以外に申出を希望する条文はありますか。 ○①他にある ○②ない | <p>○ 「①他にある」を選択すると、ページ番号：115-2 の問1)～問8)（通し番号109～116）の内容が表示され、他の条項について入力することができます。複数の条項で申出を行う場合は、この入力を繰り返してください（入力を繰り返すと、ページ番号が115-3、115-4…と進んでいきます。）。</p> <p>○ 「②ない」を選択すると、ページ番号：301の問1)～問7)（通し番号123～129）に進みます。</p> <p><u>※ 申出を希望する条文が他にある場合には、他の条文についても概要・発生時期・事案の経過等の入力をお願いします。</u></p> |
| 117 | 213 | 問) 募集情報として掲載されていた情報が「虚偽の表示・誤解を生じさせる表示若しくは不正確・古いままでの表示になっている」と気付いた時期はいつでしたか。 | <p>○ 本法が施行される前の日付（2024年10月31日以前の日付）を入力すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示され、「確認」ボタンを押すと、本法の適用対象とはならない旨の案内（ページ番号：308）が表示され入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。</p> <p>○ 入力すると、ページ番号：214の問1)～問5)（通し番号118～122）に進みます。</p> <p><u>※ 本法の募集情報の的確表示に関する義務づけの効力が生じるのは施行日である令和6年11月1日以降であるため、令和6年11月1日よりも前のものについては本法の適用対象とはなりません。</u></p> <p><u>※ 西暦で入力してください。</u></p> |
| 118 | 214 | あなたが申出を行おうとしている条文は「法第12条 募集情報の的確表示」です。 問1) | <u>例：業務委託の募集情報について、応募サイトに記載されている契約の内容と、実際に担当者と連絡を取り合って聞いた契約の内容が異なっていた。</u> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|--|--|
| | | 法に違反すると考えている事実の概要を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。 | |
| 119 | 214 | 問 2) 法に違反すると考えている事実の発生した時期を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。 | <u>例：募集情報を応募サイトで見たのは●年●月●日で、実際に担当者と連絡を取り合って、事実と掲載内容が異なると分かったのは●年●月●日であった。</u> |
| 120 | 214 | 問 3) 法に違反すると考えている事実の経過を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。 | <u>例：●年●月●日、担当者と成果物の仕様について細かい話をするためにオンライン会議をしたが、この中で、報酬の額が、掲載されていた募集情報と大きく異なっていた。</u> |
| 121 | 214 | 問 4) 法に違反すると考えている事実について、取引先（発注者）を交え当事者間で交渉の場を持った場合、その結果を入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。（任意） | <u>例：●年●月●日のオンライン会議の際、募集情報では報酬が●●万円となっているのだから、募集情報に沿って報酬を●●万円にしてほしいと伝えたところ、担当者から『募集情報はあくまでも募集情報。契約の際に双方で合意した内容で契約すればよいのではないか。募集情報は修正するつもりはない。』と回答があった。</u> |
| 122 | 214 | 問 5) 法に違反すると考えている事実について、行政機関の処理の参考となる事項があれば、入力してください。 なお、入力に当たっては、入力例を参考にしてください。（任意） | <p>○ 入力すると、ページ番号：301 の問 1) ~ 問 7) (通し番号 123~129) に進みます。</p> <p><u>例：募集情報が掲載されていたのは「●●」というサイトである。</u></p> |

| 通し 番号 | ページ 番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|-----------------------|-----------|--|---|
| 6 その他申出者への確認事項 | | | |
| 123 | 301 | 問 1) この申出を行政機関が調査するにあたり、必要に応じてあなたの氏名（あなたが法人の場合は法人名も含む）を伝え、あなたから申出があったことを取引先の委託事業者（被申出者）に伝えてよろしいですか。 <input type="radio"/> ①伝えて問題ない <input type="radio"/> ②伝えてほしくない（匿名で調査をしてほしい） | <p>※ <u>匿名の場合、被害者の特定が必要となる個別事案の場合は調査をすることが困難となります。</u> <u>そのため、自らの権利の侵害についての解決を求める等、個別事案の解決を求める場合は氏名等を伝えての調査とするのが望ましいです。</u></p> |
| 124 | 301 | 問 2) この申出を行政機関が調査するにあたり、必要に応じてあなたの通称（ペンネーム、芸名、屋号等）を伝え、あなたから申出があったことを取引先の委託事業者（被申出者）に伝えてよろしいですか。 <input type="radio"/> ①伝えて問題ない <input type="radio"/> ②伝えてほしくない（匿名で調査をしてほしい） <input type="radio"/> ③通称はない | <p>※ <u>匿名の場合、被害者の特定が必要となる個別事案の場合は調査をすることが困難となります。</u> <u>そのため、自らの権利の侵害についての解決を求める等、個別事案の解決を求める場合は氏名等を伝えての調査とするのが望ましいです。</u></p> |
| 125 | 301 | 問 3) この申出を行政機関が調査したのち、調査の結果についてのフィードバックを希望されますか。 <input type="radio"/> ①希望する <input type="radio"/> ②希望しない | |
| 126 | 301 | 問 4) 次の内容について、確認したらチェックをつけて | <p>※ <u>申出を受理した後、申出者の方に連絡し、状況等をお伺いすることがございますが、その際お伺いした状況や、調査の中でお伺いした内容については、本法の</u></p> |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| | | <p>ください。</p> <p>「申出受付フォームに入力された内容」及び「申出受理後に申出者から聴取した内容」については、行政の業務に必要な範囲で公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の各行政機関で共有します。</p> <p>□確認しました。</p> | <p><u>施行に必要な範囲で公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の間で共有することがあります。また、共有後も必要と判断すれば、申出内容について各行政機関から申出者の方に対し追加で状況等の確認をすることがございます。</u></p> |
| 127 | 301 | <p>問 5)</p> <p>申出の内容についての労働組合の団体交渉、フリーランス・トラブル 110 番の和解あっせん機能、訴訟等の利用状況について、以下の選択肢のうち、最も当てはまるものを選択してください。</p> <p>○①現在利用中ではない（今後利用する予定がある）</p> <p>○②現在利用中ではない（今後利用する予定は特にない）</p> <p>○③利用中</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ フリーランス・トラブル 110 番における和解あっせんについては、「フリーランス・トラブル 110 番」のホームページを御参照ください。 https://freelance110.mhlw.go.jp/ |
| 128 | 301 | <p>問 6)</p> <p>申出の内容について、労働組合の団体交渉やフリーランス・トラブル 110 番の和解あっせん機能、訴訟等を利用中の場合、どのような制度を利用しているか、当てはまるものを選択してください。(任意)</p> <p>○①フリーランス・トラブル 110 番の和解あっせん</p> | <p><u>※ フリーランス・トラブル 110 番以外の和解あっせんを利用している場合は「⑤その他」を選択してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フリーランス・トラブル 110 番における和解あっせんについては、「フリーランス・トラブル 110 番」のホームページを御参照ください。 https://freelance110.mhlw.go.jp/ |

| 通し番号 | ページ番号 | 設問 | 説明、入力例・注意書き等 |
|------|-------|---|--|
| | | <input type="radio"/> ②訴訟 <input type="radio"/> ③取適法での申告 <input type="radio"/> ④他法令での申告 <input type="radio"/> ⑤その他 | |
| 129 | 301 | 問7) 次の内容について、確認したらチェックをつけてください。 申出内容によって、所管する行政機関が複数となる場合がございます。 そのため、それぞれの行政機関からあなたに、状況を確認するため、連絡をさせていただくことがあります。 <input type="checkbox"/> 確認しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 問7) を入力すると、回答確認画面（ページ番号：310）が表示されます。これまで回答した設問と回答内容が表示されますので、誤りや漏れがないか御確認をお願いします。回答誤り等がある場合は「戻る」ボタンで戻ってください。 ○ 「確認」ボタンを押すと、入力が終了して戻ることができなくなります。入力内容の控えがご入り用の場合は、「確認」ボタンを押す前に、回答確認画面を印刷（Ctrl+P）していただくか、スクリーンショットでの保存、テキストファイルにコピペーストで保存していただく等の対応をお願いいたします。 |

3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

禁止行為は
やらないことが当たり前！

フリーランスに【1か月以上※】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、**発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要です。**

※ 1か月の始期と終期などの考え方については、26ページをご覧ください。

7つの禁止行為

①

受領拒否

②

報酬の減額

③

返品

④

買いたたき

⑤

購入・利用
強制

⑥

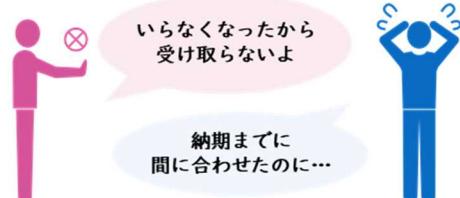
不当な経済上の
利益の提供要請

⑦

不当な給付内容
の変更・やり直し

① 受領拒否

フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むことです。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延期することで、あらかじめ定めた納期に受け取れないことも受領拒否に当たります。



違反となる例

小売店

デザイナー

売れ行き不振を理由として、ジュエリーデザイナーに製作を委託したアクセサリーの一部をキャンセルし、受領しなかった。

システム開発会社

システムエンジニア

取引先からの仕様変更を理由として、あらかじめ定めた納期に、フリーランスが当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。

アニメーション制作会社

アニメーター

放送中のアニメーションの原画作成をアニメーターに委託したが、アニメーションの放送が打ち切りになり原画が不要になったことを理由として、受領しなかった。

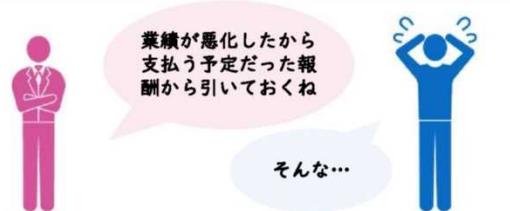
3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

② 報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



違反となる例

ゲーム開発会社 → イラストレーター

キャラクターのデザインの作成を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、あらかじめ定めた額より引き下げた報酬の額を支払っていた。

ネイルサロン → ネイリスト

運営するネイルサロンにおける施術を委託しているところ、店内内装の充実のため「協力金」と称して、報酬の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて報酬を支払った。

部品メーカー → 金属加工職人

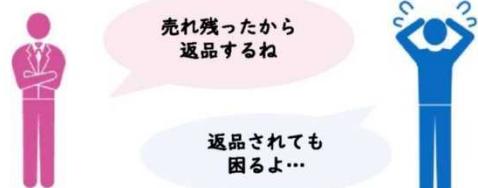
金属加工職人に委託している部品の製造について、単価引下げの合意前に委託した部品について、引き下げられた単価を遡って適用することとし、引下げ前の単価で計算された報酬の額と引下げ後の単価で計算された報酬の額との差額を差し引いて報酬を支払った。

出版社 → 記者

出版する雑誌の原稿作成を委託しているところ、報酬を記者の銀行口座に振り込む際の手数料を記者に負担させ、報酬の額から差し引いていた。

③ 返品

フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせることです。不良品などがあった場合、速やかに返品することは認められます（直ちに発見できない不備や不具合がある場合は6か月以内）。



違反となる例

イベント企画会社 → フラワーデザイナー

イベントで販売する生花のブーケの製造を委託し、納品されたブーケを一旦受領したが、イベント終了後に売れ残ったブーケについて、不要になったことを理由として引き取らせた。

工芸品メーカー → 伝統工芸職人

自社のロゴを入れた工芸品の製造を委託しているところ、納品された工芸品を一旦受領したが、前回までの発注時には問題としていたような個体差を理由として引き取らせた。

広告制作会社 → イラストレーター

イラストレーターに制作を委託した広告のイラストについて、納品されたイラストを一旦受領したが、広告が中止になり取引先からキャンセルされたことを理由としてイラストを返品した。

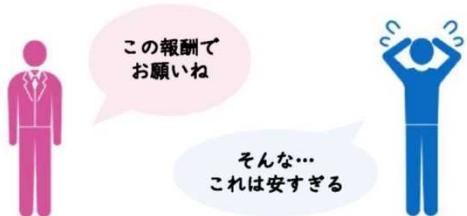
3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

④ 買いたたき

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めることです。買いたたきは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際の行為を規制するものです。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要です。



違反となる例

工務店

→ 一人親方

食品メーカー

→ 映像クリエイター

自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改定する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常の対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

自社商品の広告動画の制作を委託したところ、見積書作成時よりも納期を大幅に短縮して発注したにもかかわらず、当初の見積額にすることによって、通常の対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

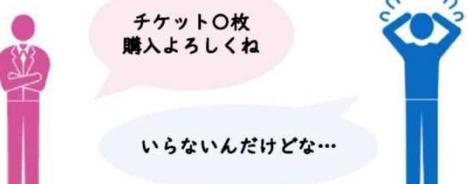
買いたたきに該当するかどうかはどのように判断されるのか

次の①～④のような要素を勘案して、総合的に判断します。

- ① 報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

⑤ 購入・利用強制

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させることです。



違反となる例

冠婚葬祭業者

→ ナレーター(司会者)

番組制作会社

→ カメラマン

運営する結婚式場で行う披露宴等の司会を委託しているところ、発注担当者から、式場で提供しているおせち料理、クリスマスケーキ等の購入を要請し、購入させた。

自社が制作する放送コンテンツの撮影を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画のチケットを、目標枚数を定めて購入させた。

注意ポイント

発注事業者とフリーランスでは、取引の関係において、発注事業者の立場が強く、フリーランスの立場は弱くなる傾向があります。そのような場合、フリーランスが依頼を拒否できない場合もあることから、発注事業者に強制の認識がなくても、事実上、フリーランスに購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、購入・利用強制に該当しますので注意しましょう。

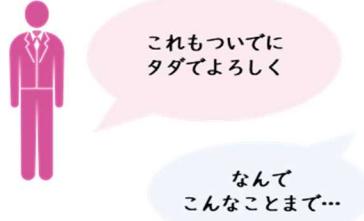
3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害することです。名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接の利益とならない場合が対象となります。



違反となる例

運送会社 → 運送ドライバー

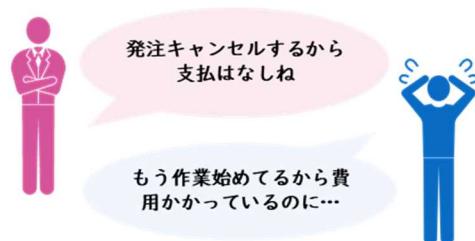
荷物の運送のみを委託しているにもかかわらず、委託内容には含まれていない荷積み作業を無償で任せた。

音楽制作会社 → 作曲家

自社が制作する楽曲の候補となる複数の楽曲案の制作を委託し、採用した楽曲については知的財産権を自社に譲渡する契約としていたところ、採用した楽曲に加えて、採用しなかった楽曲の知的財産権を無償で譲渡させた。

⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害することです。発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかりと負担する必要があります。



違反となる例

ソフトウェア開発会社 → プログラマー

新規ソフトウェアのプログラム作成を委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を故意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせた。

ラジオ番組制作会社 → 放送作家

ラジオ番組の台本の作成を委託したところ、内容を確認した上で台本を受領したにもかかわらず、取引先の意向により台本を大幅に修正させたが、修正作業に伴う追加の費用を支払わなかった。

イベント企画会社 → シェフ(料理人)

自社が開催するイベントで提供する料理の企画・調理を委託したところ、その後、イベントが中止になったことを理由に委託を取り消したが、シェフが準備のために支出した費用を負担しなかった。